法　律

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

法律第六十五号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第一条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　雑則（第五十二条―第五十七条）」を「第八章　紛争の解決（第五十二条の二―第五十二条の四）　第九章　雑則（第五十三条―第六十一条）　第十章　罰則（第六十二条―第六十八条）」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（公表）

第五十六条の二　厚生労働大臣は、第六条第一項（第十二条第二項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十条（第十六条及び第十六条の四において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条、第二十六条又は第五十二条の四第二項の規定に違反している事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第六十条第一項中「第三十六条から第五十四条まで」を「第七章第二節、第五十三条、第五十四条」に改め、同条第二項中「国土交通大臣」と」の下に「、第五十二条の二中「第二章から第五章まで」とあるのは「第二章から第三章の二まで、第五章」と、第五十二条の四第一項及び第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第五十六条の二中「第十六条の三第一項、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十六条の三第一項」と」を加え、「、第五十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）と」を削る。

第六十一条第一項中「第三十条」の下に「、前章」を、「第五十六条」の下に「、第五十六条の二」を加え、「及び第六十五条」を「、第六十五条及び第六十八条」に改める。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章　紛争の解決

（苦情の自主的解決）

第五十二条の二　事業主は、第二章から第五章まで、第二十三条及び第二十六条に定める事項に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第五十二条の三　前条の事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条の規定は適用せず、次条に定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第五十二条の四　都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2　事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六十一条の次に次の章名を付する。

第十章　罰則

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十八条　第五十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二　子の看護休暇（第十六条の二―第十六条の四）」を「第四章　子の看護休暇（第十六条の二―第十六条の四）　第五章　介護休暇（第十六条の五―第十六条の七）　第六章　所定外労働の制限（第十六条の八・第十六条の九）」に、「第四章」を「第七章」に、「・第十八条」を「―第十八条の二」に、「第五章」を「第八章」に、「・第二十条」を「―第二十条の二」に、「第六章」を「第九章」に、「第七章」を「第十章」に、「第八章　紛争の解決（第五十二条の二―第五十二条の四）」を「第十一章　紛争の解決の援助（第五十二条の二―第五十二条の四）　第十二章　調停（第五十二条の五・第五十二条の六）」に改める。

第一条中「子の看護休暇」の下に「及び介護休暇」を加え、「勤務時間等」を「所定労働時間等」に改める。

第二条中「この法律」の下に「（第一号に掲げる用語にあっては、第九条の三を除く。）」を加え、同条第一号中「第五章」を「第八章」に、「第八章」を「第十一章」に改め、同条第四号中「この号及び第六十一条第三項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）において」を削る。

第五条第一項第二号中「この条において」を削り、同条第二項中「、育児休業」の下に「（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した者を除く。）が当該子を養育するためにした前項の規定による最初の申出によりする育児休業を除く。）」を加え、「、前項」を「、同項」に改める。